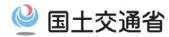
行政処分事業者に係る詳細情報の公表について



概要

- ○6月に行政処分を行った事業者から詳細情報を公表する(7月)。(国土交通省HPのネガティブ情報)
- ○貸切バスのほか、乗合バス、ハイヤー・タクシー、トラックも対象とする。

行政処分事業者の詳細情報(イメージ)

行政処分等の年月日	平成●年●月●日
事業者の氏名または名称	●●バス株式会社(代表取締役 ○○ ○○)
事業者の所在地	●●県●●市●●町●番●号
営業所の名称	●●営業所
営業所の所在地	●●県●●市●●町●番●号
行政処分の内容	輸送施設の使用停止(●日車)
主な違反の条項	道路運送法第20条、同法27条第1項
違反行為の概要 従来は、代表的な 違反行為のみを記載し、他●件と表記 6月分の公表から詳細化予定	 ●年●月●日に●●を端緒として監査実施。 ●件の違反が認められた。 ①営業区域外運送(道路運送法第20条) ②運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準告示違反(運輸規則第21条第1項) ③点呼実施違反(運輸規則第24条第1項) ④日雇い運転者の選任違反(運輸規則第36条第1項) ⑤運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項) ⑥・・・
違反点数(事業者)	●点
違反点数(営業所)	●点